

はじめに 防府農業振興地域整備計画について

1 防府農業振興地域整備計画の目的

農業振興地域は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）第6条に基づき、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業の効率化や近代化を総合的かつ効果的に推進することが適切と考えられる地域を、都道府県知事が指定するものであり、本市では、都市計画法に基づいて定められた市街化区域、大規模な森林地帯及び飛行場を除いた地域が「防府農業振興地域」に指定されている。

防府農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）は、農振法第8条に基づき、「防府農業振興地域」内における土地利用や農業振興の方向について定めた計画であり、国の基本指針や県の基本方針に従いつつ、おおむね10年先を見通し、農業上の土地の有効活用や農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、優良な農地を確保することを目的としている。

2 防府農業振興地域整備計画見直しの経緯

本市では、昭和49年8月に整備計画を策定し、以後、昭和63年2月と平成15年6月の見直しを経て、現在に至っている。

現行の整備計画は、直近の見直しから10年以上が経過しており、その後の農振法等改正や国の基本指針及び県の基本方針との整合性の確保が必要となった。

また、平成27年度から農振法第12条の2に基づく基礎調査を行った結果、各種農業施策の改廃や農業生産基盤整備の進捗状況の反映などが必要となった。

さらに、本市の都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」が平成30年4月に見直されたが、農振法第10条第1項により、本整備計画は、都市計画等との調和を保つ必要があるとされている。

以上の理由により、この度整備計画の見直しを行うこととした。